

# 基本計画

## 第 6 章

平和と平等でひとが輝くまち（平和・人権）



# 平和

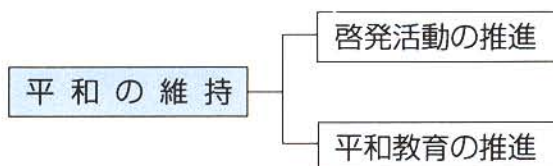
## 1 平和の維持

### (1) 基本方針

平和は、人として生きていくために何物にもかえがたい基本条件であり、市民一人ひとりが国際社会の一員として世界の平和に貢献していく必要があります。

このため、すでに本市では非核平和都市宣言をしていますが、さらに平和を尊び、平和な社会の実現に向け幅広い視野からの啓発活動や平和教育などの施策を推進します。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①啓発活動の推進

平和の意味や必要性を国際的な視野から市民に訴えるとともに、平和に関する情報の提供や戦争展等を通して市民活動を促進します。

#### ②平和教育の推進

平和を愛し、平和な社会の形成に寄与する市民を育成するため、学校教育、社会教育など生涯にわたり平和教育を推進します。

#### 富田林市非核平和都市宣言文

真の恒久平和と安全は、人類共通の願望である。しかしながら、近年世界において軍備の拡張は依然として続けられ、人類を滅亡させる核戦争の危機に深刻な脅威を与えている。

わが国は、世界で唯一の核被爆国として、全世界から永久に核兵器を追放するために全力を注ぎ、再びその惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

わが富田林市においても日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承させていくことが、地方自治の基本条件の一つである。これなくしては緑と太陽にめぐまれた美しい自然を市民の生活基盤として保全した環境水準の高い教育文化都市づくりは望めない。

よって、富田林市は市民総意のもと、政府に対し国是である非核三原則（作らず、持たず、持ちこませず）の厳守を求める。また、富田林市はあらゆる国のあらゆる核兵器の日本への搬入、通過、滞留および核兵器積載の疑いのある部隊の通過、滞留を拒否し、全世界に核兵器の廃絶を強く訴え、ここに非核平和都市を宣言する。

以上決議する。

昭和59年12月26日

富田林市議会

## 第2節

# 人権

### 1 人権対策の充実

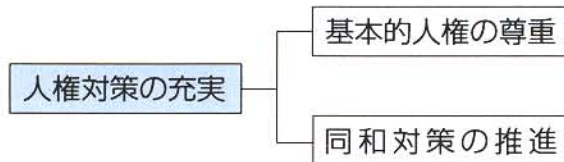
---

#### (1) 基本方針

市民一人ひとりが人間として平等に有する、何人も侵すことのできない固有の権利である基本的人権を尊重する、明るく豊かなまちづくりを進めるために、人権啓発活動の一層の充実と推進を図ります。

また、人権対策に関する同和問題については、広く市民の理解と合意を得ながら、公正で民主的な同和対策を推進し、あらゆる差別のない社会の実現に努めます。

#### (2) 施策の体系



#### (3) 計画

##### ①基本的人権の尊重

人権問題についての正しい理解と認識を深めるために、啓発活動の計画的な推進を図り、すべての人の人権を尊重し擁護する明るい社会づくりに努めます。

##### ②同和対策の推進

施策を公正に推進するよう努めるとともに、同和問題の正しい理解と人権意識の高揚を図るため、学校・家庭・地域を通じ、啓発活動を推進します。

# 男女共同参画社会

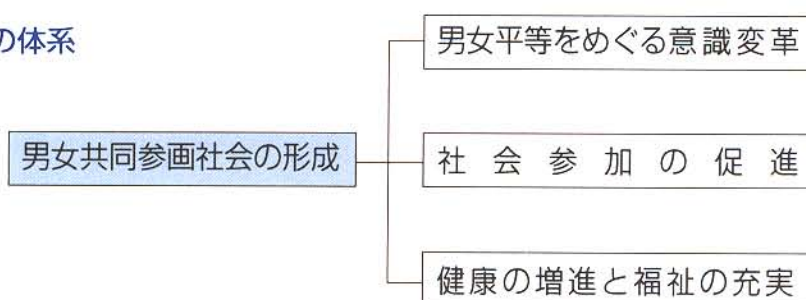
## 1 男女共同参画社会の形成

### (1) 基本方針

社会経済環境が、女性の生き方を大きく変化させ、女性のコミュニティ活動、学習・文化活動、就労など多様な分野での社会参加が拡大しています。

このため、女性の能力と個性が発揮できるまちづくりをめざして、女性の生涯における各時期に対応した、多様な支援施策と啓発を行い、女性の社会参加を促進することによって、男女共同参画社会の実現をめざします。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①男女平等をめぐる意識変革

『男は仕事、女は家庭』という性別役割分業意識を解消するため、男女の自立と平等をめざす教育・啓発を推進します。

また、多様化する学習意欲に対応するため、学習機会の拡充を進めるとともに、情報や資料の収集と提供や市民に対する啓発・広報活動を充実します。

#### ②社会参加の促進

女性の社会参加と経済的自立を促進するため、まちづくりへの積極的な女性参加や各種団体、地域活動への女性の参画を促進するとともに、女性の自立と社会活動を支援し、総合的な相談や研修、情報交換などができる活動拠点機能を整備します。

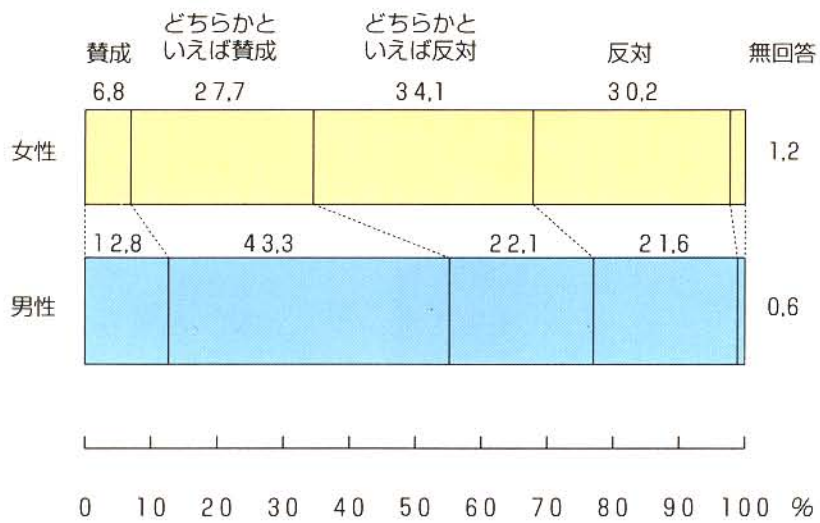
また、女性の雇用機会や就労条件の改善をはかるために、企業に対する啓発を進め、職業領域の拡大や起業化支援などを関係機関に要請します。

#### ③健康の増進と福祉の充実

母性保護の視点から女性の健康づくりを推進するため、保健・医療サービスを充実するとともに、スポーツやレクリエーションに積極的に参加できるよう機会の拡大を図ります。

また、女性の自立を支える福祉サービスや母子家庭対策の充実を図ります。

■ 性別役割分担意識について



(資料：平成4年「女性問題についての市民意識調査」報告書)

# 国際交流

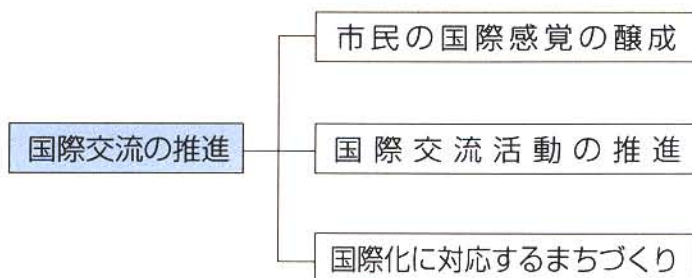
## 1 国際交流の推進

### (1) 基本方針

地域社会において、企業活動の国際性の高まり、市民の海外渡航の増加や市民レベルの交流など、世界との接触があらゆる分野で確実に進んでいます。

このため、異質な文化・風俗・習慣・価値感への市民の国際理解や国際感覚を深め、市民主体の様々な国際交流活動を推進するとともに、国際化に対応したまちづくりの基盤整備をすすめます。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①市民の国際感覚の醸成

広く市民を対象に外国語会話教室や国際理解講座などの各種講座を開催するなど、市民の学習機会の充実を図ります。

また、次代を担う児童・生徒の国際性を育み、広い国際的視野をもった人材を育成するため、学校教育においても外国語教育を充実するとともに、諸外国の生活・文化などの理解を深めるための国際理解教育を推進します。

#### ②国際交流活動の推進

市民レベルで自主的な国際交流活動を促進するため、民間の交流団体の育成や活動支援を行うとともに、海外留学や国際行事などに関する情報の提供に努めます。

また、通訳ボランティアの育成や留学生などを受け入れるホームステイ制度の整備に努めます。

さらに、外国の固有文化を尊重し正しい国際理解を進めるため、各種行事への参加や共同イベントの開催など市民交流や啓発を促進します。

#### ③国際化に対応するまちづくり

公共施設の標示・案内板やガイドマップなどに外国語併記を図るとともに、市民活動などの相談・情報提供を進めます。

#### ■外国人登録者数

登録者数	昭和61年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
	516	659	713	825	842	877	876

(各年3月末・単位:人)